

訪問介護事業所しおさい管理運営規程（介護予防訪問介護相当サービス）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人仁摩福祉会が運営する訪問介護事業所しおさい（以下「事業所」という。）が行う介護予防訪問介護相当サービス（以下「訪問型サービス」という。）、の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問型サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、訪問型サービスに際し、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態若しくは法施行規則第140条の62の4第2号に規定する基準に該当する状態（以下「基準該当状態」という。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 訪問型サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所しおさい
- (2) 所在地 島根県大田市仁摩町仁万843

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び業務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

利用者の数が40人以上又はその端数を増やすごとに一人配置。

サービス提供責任者は、次に掲げる事項について行う。

- ① 介護予防訪問介護相当サービス計画の作成及びモニタリング。
- ② 訪問型サービスの利用の申込みに係る調整。
- ③ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握。

- ④ サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携。
 - ⑤ 訪問介護員等に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報伝達。
 - ⑥ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施
- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5人以上
訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たり、サービス提供後には利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者へ報告を行う。
- (4) 事務職員 1名
庶務・会計に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問型サービスの内容及び利用料等)

第6条 訪問型サービスの内容は次のとおりとし、訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、大田市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域の境界から1キロメートルにつき50円を積算した額

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

大田市

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(衛生管理等)

第9条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(秘密保持等)

第10条 事業所の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等を用いる場合はあらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(苦情処理等)

第11条 事業者は、提供した訪問型サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、法の規定により大田市が行う調査に協力するとともに、大田市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、大田市から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、大田市、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。
- 3 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第13条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
 - (1) 介護予防訪問介護相当サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する大田市への報告等の記録

- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、訪問介護員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6か月以内
- (2) 継続研修 年 1回

2 事業所は、ハラスメントによって職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化など、必要な措置を講じる。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人仁摩福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成29年4月1日から適用する。

(平成29年4月14日改正)

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。